

## 「宮城県不妊検査費助成事業」の開始について

不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦が不妊検査を受けた場合に、検査費用の一部を助成する「宮城県不妊検査費助成事業」を令和4年11月1日(火)から開始します。

### 1 対象となる方

下記の①～④全てに該当する方。

- ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
- ② 検査開始日の妻の年齢が43歳未満
- ③ 夫婦ともに検査を受けていること
- ④ 申請日時時点で県内に3か月以上住所を有すること(夫婦のどちらかでも可)



### 2 助成対象となる検査

#### 医師が必要と認める不妊検査

- 検査開始日から原則1年以内に受けたものが対象です(令和4年度は令和4年4月1日以降に受けた検査が対象となります)。
- 夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象です。

### 3 助成額

#### 夫婦1組につき上限2万円。

- 助成回数は、1組の夫婦につき1回限りです。

### 4 申請期限

「検査終了日」又は「検査開始日から1年を経過した日」のどちらか早い日が属する年度の末日(3月31日)

### 5 申請方法

**申請先** 宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課に郵送で申請してください。

(お問い合わせ先)

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班  
TEL022-211-2633

詳細については県 HP  
をご覧ください

